

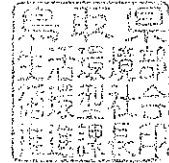


第201500080225号

平成27年8月20日

一般社団法人鳥取県産業廃棄物協会会長 様

鳥取県生活環境部循環型社会推進課長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律等の施行について（通知）

日ごろ、本県の廃棄物行政の推進について格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から、別添写しのとおり通知がありました。

これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（平成27年法律第58号）が平成27年7月17日に公布、平成27年8月6日から施行されたことに伴い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第275号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第27号）が改正法と同日に公布、施行されたため、当該通知はその運用について取りまとめられたものですので、貴会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

（担当：廃棄物指導担当 牧野 電話／0857-26-7684）

記

1 通知の概要

（1）廃棄物処理法の改正

ア 非常災害により生じた廃棄物の処理の原則及び国、都道府県、市町村及び事業者の連携と協力の確保に関する努力義務の追加。

イ 都道府県廃棄物処理計画に規定する事項として非常災害時についての事項を追加。

ウ 市町村が設置する非常災害に係る一般廃棄物処理施設について、あらかじめ事前に都道府県知事に協議し同意を得ていれば、法定期間を待たずに施設設置を可能とする特例を追加。

エ 市町村から委託を受けて非常災害により生じた一般廃棄物処理施設の設置について、事業者は事後の届出により施設を設置できるとした特例の追加。

オ 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置について、平時において事前に届け出が必要な施設を事後の届出で設置できるとした特例の追加。

カ 非常災害時において、一般廃棄物の収集、運搬、処分について再委託基準に適合するものについて再委託できることとした。

(2) 災害基本法の改正

ア 環境大臣が策定する破棄異物処理に関する基本的な指針を定め、公表することを規定。

イ 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行できる規定を追加。